

## エ 下水道施設の維持管理における民間の資金・ノウハウの活用

勧告	図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>国土交通省は、下水道の維持管理について、民間事業者の創意工夫をいかし、事業の効率化を進めるため、地方公共団体に対し、「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」(平成16年3月30日付け国都下管発第10号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知)及び「下水処理場等における包括的民間委託の事例について」(平成21年3月30日付け国都下管第9号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知)を通知し、性能発注方式(注1)を基本とした包括的民間委託(注2)を推進している。</p> <p>なお、下水道の維持管理における指定管理者制度の適用については、同省では、地方公共団体に対し、「指定管理者制度による下水道の管理について」(平成16年3月30日付け国都下管発第10号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長通知)を通知し、その周知を図っている。</p> <p>(注1)「性能発注方式」とは、民間事業者に対して施設管理に一定の性能の確保を条件としつつ、運転方法等の詳細については民間に任せる発注方式をいう。</p> <p>(注2)「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託」とは、下水処理サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫をいかした効率的な維持管理を行うための方式であり、性能発注方式であること及び複数年契約であることを基本的な要素とするものをいう。</p> <p><b>【現状及び問題点等】</b></p> <p>公共下水道管理者における包括的民間委託等の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 調査した19市町のうち、包括的民間委託を実施している10市町では、処理場等の運転管理等業務を委託しており、その理由について、i) 経常的な維持管理費の削減及び経営体制の改善等の必要があったため、ii) 専門技術を持つ職員の確保が困難になってきたため、iii) 処理場施設の担当職員を削減する必要があったためなどとしている。</p>	<p>表(4)-エ-①</p>
<p>なお、当該10市町では、人員削減やコスト縮減等の効果があったとしている。</p> <p>② 包括的民間委託を実施していない9市町は、その理由について、i) 日常業務が忙しく、包括的民間委託の実施に向けた検討まで至っていないため、ii) 包括的民間委託による業務の履行状況を確認できる専門的知識を持った職員がいないため、iii) 包括的民間委託により施設を運営できる事業者が地元にはいないためなどとしている。</p> <p>なお、全国の地方公共団体において、下水道施設の維持管理等に民間の資金・ノウハウを活用しているものは延べ221団体みられ(注)、その内訳は、i) 包括的民間委託を実施しているものが174団体、ii) 指定管理者制度を実施しているものが41団体、iii) PFIを実施しているものが6団</p>	<p>表(4)-エ-②</p>

体となっている。

(注) 包括的民間委託及び指定管理者制度の実施状況は、「下水道統計 平成20年度版」(社団法人日本下水道協会)による。また、PFIの実施状況は、内閣府ホームページ(平成22年12月31日現在)による。

- ③ 調査した19市町では、包括的民間委託の実施に当たっての課題として、  
i) 公共下水道管理者としての必要な技術基盤を確保するための下水道施設の運転管理等に係る技術・知識の継承、ii) 委託した業務の履行状況の確認方法等の確立、iii) 委託業者が倒産した場合の運転体制の確保などが必要であることを挙げている。
- ④ 国土交通省では、市町村等に対し、下水処理場等における包括的民間委託の事例等の情報提供を行っているが、調査した市町からは、必要な国の支援として、i) 委託業務の監視の方法等の具体的な内容を盛り込んだマニュアルを整備してほしい、ii) 小規模自治体向けの参考となる事例を提供してほしい、iii) 実施に当たって、相談できる窓口を設置してほしいなどの意見・要望がみられた。

#### 【所見】

したがって、国土交通省は、下水道施設の維持管理における包括的民間委託等の実施を一層推進するため、市町村等に対し、更なる包括的民間委託等に係る実施事例の提供及び相談対応の充実など、必要な支援を行う必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

表(4)－エ－① 下水道施設における包括的民間委託等に関する規程等

○ 「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」(平成16年3月30日付け国都下管第10号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知)(抜粋)

下水道の整備の推進に伴い、今後、維持管理すべき下水道施設のストックが着実に増加していくことが見込まれる中で、下水道の維持管理についてその質を確保しつつ、コストを縮減し、効率的な事務を行うことは、地方公共団体の厳しい財政状況下において極めて重要な課題である。

下水道の維持管理業務については、既に9割が民間に委託されているが、従来の委託では、あらかじめ人員の配置等が詳細に定められるなど、所定の仕様に基づく発注がなされるのが通常であり、業務の効率化の点で民間事業者の創意工夫が働き難い傾向があった。このようなことから、国土交通省においては平成13年4月に、「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」をとりまとめ公表・通知(平成13年4月23日 国都下管第3号 下水道管理指導室長通知)したところである。

また、下水道の維持管理について、民間事業者の創意工夫を活かし、事業の効率化を進めるため、「設備の維持修繕、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する」旨の閣議決定もなされたところである(「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日))。これらを踏まえ、下水処理場等の維持管理における性能発注を基本とした包括的民間委託について、各都道府県、政令指定都市においては、下記事項に留意の上、その実施について積極的に推進するよう努められたい。

なお、貴都道府県内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知をされたい。

記

1. 下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の意義

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託(以下「包括的民間委託」という。)とは、下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式であり、

- 1) 性能発注方式であることに加え、
- 2) 複数年契約であること

を基本的な要素とするものであること。

この場合、主要な業務である下水処理場の運転、保守点検に加え、清掃、建物管理等、ユーティリティの調達、あるいは補修などの業務を含めることが一般的である。(以下略)

○ 「下水処理場等における包括的民間委託の事例について」(平成21年3月30日付け国都下管第9号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知)(抜粋)

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託については、従来から、平成16年3月30日付け国都下管第10号「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について(下水道管理指導室長通知)」等により推進してきたところであり、さらに、平成20年2月29日国都下管第5号「公共サービス改革基本方針」改定について(下水道管理指導室長通知)により、その取り組みも徐々に広がりつつあるところである。

今般、「下水処理場等における包括的民間委託の事例」について、別添1のとおり、取りまとめたので、包括的民間委託を検討する際の参考として頂くようお願いいたします。

また、包括的民間委託の検討にあたっては、平成20年7月に(社)日本下水道協会より、「包括的民間委託等の実施運営マニュアル(案)」が策定されているので、参考にされるとともに、本通知については、貴都道府県内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、平成20年12月19日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」の別表の「5. 公物管

理関連業務」の「(1) 下水道関連施設の維持管理業務」に関する記載のうち、②に関するものであることを申し添えます。(別添2)

○ 「指定管理者制度による下水道の管理について」(平成16年3月30日付け国都下企第71号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長通知)(抜粋)

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)において公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設されたところである。

各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による公共下水道等の管理について、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、貴都道府県内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知をされたい。

記

1 指定管理者制度の趣旨

従来、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、公の施設の管理を普通地方公共団体が出資している一定の法人等に委託することができることとされていた(管理委託制度)。

今般、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法第244条の2が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として指定管理者制度が創設され、地方公共団体が指定する法人その他の団体(指定管理者)に公の施設の管理を行わせることができることとなった(指定管理者制度)ものである。

(注) 下線は当省が付した。

表(4)－エ－② 調査した市町における包括的民間委託の実施状況

対象施設	契約期間	委託内容	効果
処理場施設	平成 20 年 4 月～23 年 3 月 (3 年間)	運転管理、ユーティリティ管理	・年間 6,300 万円の縮減
処理場施設、ポンプ場施設	平成 22 年 4 月～25 年 3 月 (3 年間)	運転管理	・人員削減 (職員 1 人) ・年間 3,400 万円の削減
処理場施設、ポンプ場施設	平成 20 年 4 月～23 年 3 月 (3 年間)	保守・運転管理、水質管理、調達管理、データ管理、機械設備の修繕等	・人件費及び委託料の縮減 (10%から 15%の委託料の縮減)
処理場施設	平成 21 年 4 月～24 年 3 月 (3 年間)	運転管理 (点検・補修業務も含む)	・人件費の削減等 (職員 1 名の削減)
処理場施設	平成 18 年 4 月～23 年 3 月 (5 年間)	維持管理	・年間 9,000 万円の縮減 ・処理場施設常駐の職員を (5 人) 削減
処理場施設、ポンプ場施設	平成 21 年 3 月～24 年 3 月 (3 年 1 月間)	運転管理	・年間 1,200 万円程度の縮減
処理場施設、ポンプ場施設	平成 18 年 4 月～23 年 3 月 (5 年間)	運転管理、施設管理、ユーティリティ管理、外部委託業務、突発修繕等	・経費削減 ・職員 (19 人) の削減
処理場施設	平成 22 年 4 月～25 年 3 月 (3 年間)	維持管理	・処理場施設常駐の職員を (3 人) 削減 ・年間 791 万円の経費の削減
処理場施設、ポンプ場施設	平成 22 年 4 月～25 年 3 月 (3 年間)	維持管理	・年間 3,272 万円の経費の削減 ・契約業務や修繕発注業務に係る事務処理の軽減
処理場施設、ポンプ場施設	平成 21 年 4 月～26 年 3 月 (5 年間)	維持管理	・単年度仕様書発注と比較し 5%程度の経費削減
処理場施設、ポンプ場施設	平成 21 年 4 月～26 年 3 月 (5 年間)	維持管理	
処理場施設	平成 20 年 4 月～23 年 3 月 (3 年間)	維持管理	
処理場施設、ポンプ場施設	平成 22 年 4 月～27 年 3 月 (5 年間)	維持管理	
処理場施設、ポンプ場施設	平成 21 年 4 月～26 年 3 月 (5 年間)	処理場施設等の運営、運転操作、監視、水質分析、臭気測定、施設・物品管理、保守点検、修繕等	・ユーティリティ費、薬品使用量及び電力使用量の抑制
処理場施設、ポンプ場施設	平成 21 年 4 月～26 年 3 月 (5 年間)		
処理場施設、ポンプ場施設	平成 21 年 4 月～26 年 3 月 (5 年間)		
処理場施設、ポンプ場施設	平成 21 年 4 月～26 年 3 月 (5 年間)		

(注) 当省の調査結果による。